

おひとりさまの相続（3）

法定相続人に該当する人が誰もいない、つまり、配偶者なし、子供なし、両親・祖父母はすでに死亡、兄弟姉妹はもともといないか既に死亡、既に死亡した兄弟姉妹がいた場合でもその子供である甥姪はいない…という状況で、一番近い親族が、叔父叔母か、その子供であるいところになるケースの相続を考えています。

そういう方は、ご自分が亡くなった後に残った財産について、どのように考えたらよいでしょう。

その際はまず、ご自身が病気になったり認知症になったりして自立した生活ができなくなったとき、そして亡くなって葬儀や納骨が必要になったとき、誰が取りまとめ役となって生活の維持を助けてくれたり、喪主の役割や仕事手続きをしてくれるのかを考えてみてください。



何も備えはしていない、しかし同時に、漠然といところ達には迷惑は掛けられないと思っているとしたら、きっと将来、まったく自覚のないままにいところ達に迷惑を掛けてしまうことになるでしょう。なぜなら今の日本の社会では、本人が正常な判断ができなくなったときに、まずは親族を見つけ出し、その後の決定を促すという手段が取られるからです。

特に、なにがしか「緊急連絡先」の登録を求められた場合に、気軽にいところの名前や連絡先を記載していると、何かあった時は真っ先にそのいところに連絡が行き、その後の大切な意思決定のすべてがいところに委ねられ、いところが明確に拒否の意思表示をしない限り、存命中のすべての手配から死後の葬儀や納骨まで、すべての取りまとめ役・決定役がご本人やいところの方が望むか望まぬかに関わらず、そのいところの役割となってしまいます。

本人の自覚がまったくないままに散々いところのお世話になり、何の備えもしないまま亡くなっても、いところは法定相続人に該当しませんから、原則としてこのケースでは、いところが遺産を受け取ることはできません。

しかし、法定相続人が誰もいないケースに限り、このいところが自分で申立てをして、本人の療養看護に尽くした「特別縁故者」だと主張すれば、本人の残した財産の一部または全部を引き継ぐことができるという制度があります。

ただしこれも、このいところが家庭裁判所に対して「相続財産管理人選任」の申立てをしたうえで、「特別縁故者」の申立てをしなければならず、一般の方にとっては難しい手続きなので弁護士に依頼するなどの手間や費用、そして「特別縁故者」が認められるには1年以上の時間がかかるなど、通常の相続に比べてとてもハードルの高い手続きとなります。

だとしたら、法定相続人が誰もいない場合には、どのような準備しておくべきか。次回のコラムで一緒に考えてみましょう。

つづく